

KAWACHINAGANO

概要版

河内長野市第5次総合計画

人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野

平成28年度 ▶ 平成37年度



総合計画とは

総合計画策定の目的

現在、日本の総人口は減少局面を迎え、本市では人口減少と少子・高齢化の同時かつ急速な進行により、労働力の中心を担う生産年齢人口（15～64歳）は大きく減少しています。

また、東日本大震災以降、安全・安心な生活の確保や、地域・家族とのつながり・絆を求める声の増加、環境面に配慮したまちづくりへの関心の高まりなど、社会経済情勢や人びとの意識は変化しており、まちづくりは大きな転換期を迎えています。

このような状況の中、市民の行政に対するニーズはよ

り一層多様化・高度化し、画一的な行政運営では対応が困難となっています。

本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、これまで以上に長期的な視点に立った効果的・効率的な行政運営が求められるとともに、市民と行政が力を合わせてまちづくりを進める上で、めざすべき新たな将来都市像を共有することが必要となります。

これらを踏まえ、まちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、第5次総合計画（以下「本計画」）を策定します。

総合計画の構成及び期間

「基本構想」、「基本計画（地域別計画含む）」及び「実施計画」により構成します。
期間は「基本構想」が10年間（平成28年度～平成37年度）、「基本計画」が前期5年間（平成28年度～平成32年度）・後期5年間（平成33年度～平成37年度）、「実施計画」は3年間（3年を1期として策定し、1年ごとに見直します）とします。



基本構想（平成28年度～平成37年度）

基本計画（前期：平成28年度～平成32年度、後期：平成33年度～平成37年度）

分野別計画（38施策）

●現状と課題 ●10年後のめざす姿 ●住みよさ指標 ●施策の展開 ●関連する個別計画

地域別計画（13小学校区）

●校区の概要、データ、特徴 ●地域のめざす将来像 ●地域づくりの目標 ●主な取り組み・活動 ●地域づくりを支える主な施策

実施計画（第1期：平成28年度～30年度） （第2期：平成29年度～31年度）…毎年度見直し

総合計画策定の視点

社会経済情勢の変化や本市が直面する課題に的確に対応するため、本計画は以下の4つの視点に基づき、策定しています。

1

社会潮流に対応した
総合計画

2

経営の視点を重視した
実効性のある総合計画

3

市民と共に
つくる総合計画

4

分かりやすい
総合計画

総合計画策定の背景

社会潮流

1. 少子・高齢化の進行による人口減少及び人口構造の変化
2. 安全・安心なまちづくりへの要請
3. 環境保全の重要性の高まり
4. 経済情勢や産業構造の変化
5. 高度情報化の進展
6. 地域のつながりの重要性の高まり
7. 地方分権の進展と広域連携の推進

河内長野市の現況

●人口の動向

- ・平成12年2月末の123,617人をピークに減少傾向となっています。
- ・人口減少、少子・高齢化傾向が続き、計画最終年度である平成37年度末には10万人を下回ると予測されます。

●土地利用

- ・大阪都心に近い交通至便な地域でありながら、自然豊かな環境に恵まれています。
- ・空き家・空き地や農地・森林における耕作放棄地・管理放棄林等、土地利用の質的な変化が生じています。

●財政の状況

- ・歳入では市税収入が減少傾向、地方交付税は増加傾向となっています。
- ・歳出では人件費が減少傾向である一方、扶助費が著しく増加しています。

河内長野市の主な課題

1. 急速な人口減少と少子・高齢化への対応

少子・高齢化の急速な進行に対応した取り組みや人口減少を抑制する取り組みが必要です。

2. ぬくもりのある地域社会の構築

健康寿命延伸のための支援や地域の支えあいの体制づくりが必要です。

3. 安全で安心なまちづくり

減災に向けた取り組みや防犯対策など、あらゆる分野における安全で安心なまちづくりが必要です。

4. 自然環境の保全とより良い環境の創造

恵まれた自然環境の保全や活用、環境美化の推進、循環型社会の構築が必要です。

5. 地域資源の活用と連携による産業の振興

産業間の連携等による経済活動の市内循環や地域資源を活かした交流人口の増加が必要です。

6. 質の高い魅力ある都市づくり

中心市街地の活性化や公共交通の維持発展、空き家・空き地対策など、暮らしやすさの維持・向上が必要です。

7. 学びを通じた人づくり

「教育立市」の精神のもと、学校教育環境の充実や地域総ぐるみでの子育て、学びの場・機会の創出が必要です。

8. 市民主体の地域づくり

地域課題への対応のための自治意識の向上やまちづくりへの主体的な参画促進が必要です。

9. 協働によるまちづくり

NPOや事業者など多様な主体による公共、公共的分野への参画、協働によるまちづくりが必要です。

10. 健全で効率的な行政運営と広域連携の推進

「選択と集中」による成果重視の効果的な行政運営や安定した財政基盤の確立が必要です。

まちづくりの基本理念及び将来都市像

まちづくりの基本理念

今後、本市のまちづくりを進める上での基本となる考え方として、まちづくりの基本理念を以下のとおり設定します。

まちづくりの基本理念

人・自然・歴史・文化など、多様な地域資源を最大限に活用しながら、
成熟した都市※として、人と人とのふれあいを大切にし、
市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざします。

※成熟した都市：ここでは、成長によって得た豊かさを維持しながら質的充実を図り、誰もが安心して住み続けることができる、持続可能な都市を言います。

まちづくりの視点

また、まちづくりの基本理念に基づき、以下の3つのまちづくりの視点を持ちながら取り組みを推進します。

1

みんなで一緒に創るまちづくり

市民が豊かさを実感し、将来に希望を持って生活していくため、市民一人ひとりが責任を持ちながらまちづくりの担い手となり、みんなで力を合わせて魅力的なまちを創造します。

2

安全・安心で元気なまちづくり

市民が安心して元気に暮らし続けるため、安全・安心なまちづくりを基本としながら、地域に愛着と誇りを持った豊かな人づくりを進めるとともに、本市の財産である地域資源を活かした産業の活性化を図るなど、元気なまちづくりを進めます。

3

人・自然・歴史・文化との調和と共生のまちづくり

本市特有の豊かな自然や先人が築いた歴史・文化が調和し、多彩な魅力が輝くまちづくりを進めるとともに、すべての人にやさしい、人と人が共生したまちづくりを進めます。

将来都市像

市民と行政が共にまちづくりを進めていく上で、同じ目標に向かって取り組みを推進できるよう、まちづくりの基本理念に基づき、めざすべき将来都市像を次のように定めます。

将来都市像

人・自然・歴史・文化輝く
ふれあいと創造のまち 河内長野

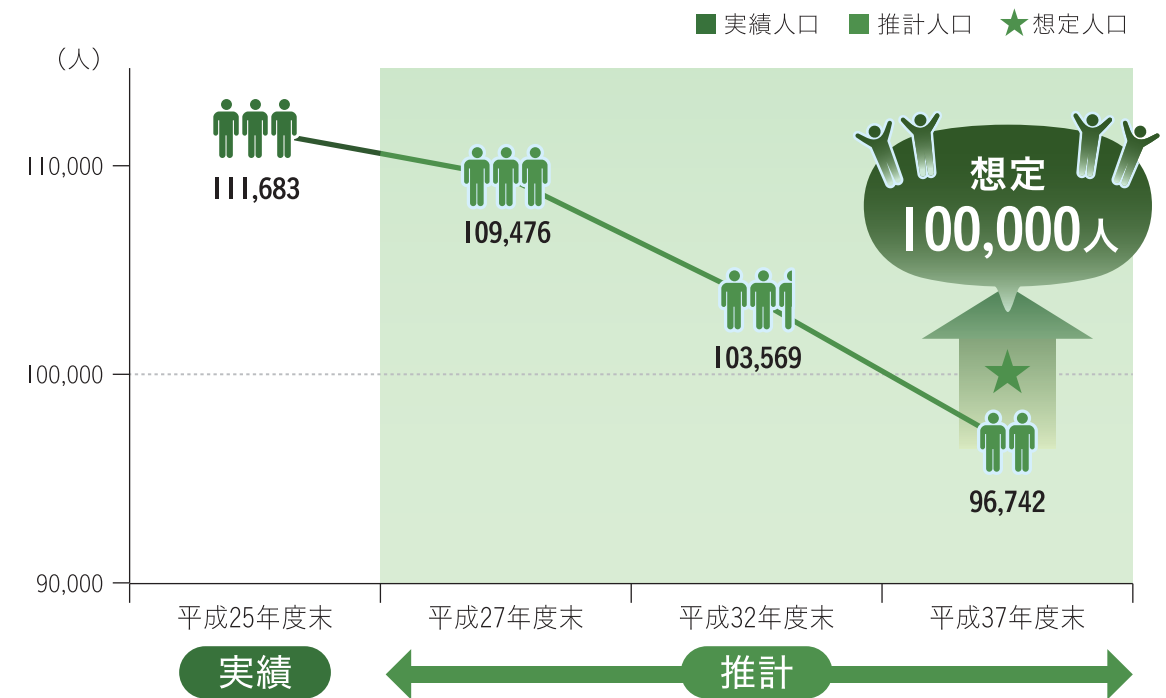
市民一人ひとりが元気で輝き、本市が持つ魅力的な自然・歴史・文化にさらに磨きをかけるとともに、人と人、人と自然、人と歴史・文化とのつながりを大切にします。さらに、市民同士のふれあいや支えあいによって豊かな暮らしを創造するとともに、新たな魅力や価値を創出し、にぎわいや活力に満ちたまちを創造します。

将来人口

1. 定住人口

本市では、出生率の向上や若年層の転出超過を改善することで、高齢者を支える世代の比率を維持しながら、**平成37年度末の定住人口の想定を100,000人**とします。そのため、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援による出生率の向上や、働きやすさ、暮らしやすさの向上により定住・転入促進を図るとともに、人口構造が変化したとしても、誰もが住み続けられる地域づく

りをめざして健康づくりや福祉、安全・安心に関する施策など、別に策定する「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みとの整合を図りながら各種施策を推進します。なお、平成37年度末以降、長期的な将来の人口展望については、「河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において定めることとします。



2. 活動人口

学習の成果を地域活動の解決や地域の活性化につなげていくため、くろまる塾講座の充実に加えて、庁内各課や地域活動団体・ボランティア等の外部団体との連携を推進し、学びを通じた学習の場の確保や人材の育成などを図ります。

また、自治会や各種団体、NPOなどが行う、コミュニティ活動や市民公益活動への支援を充実するとともに、多様な主体による協働を促進し、市民のまちづくりへの主体的な参画を促します。



都市空間の基本的な考え方

1. 将来の都市空間づくりの方向性

～集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）への再構築～

生活利便性を高めるとともに、良好な住環境を守り、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源の保全と有効活用を図りながら、質の高い「暮らし」を創造し、次代に

相応しい魅力ある都市としていくため、将来の人口規模・構造や都市活動に適応した「集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」への再構築をめざします。

2. 河内長野市の特性を活かした集約連携都市づくり

～生活圏の自立性を高め、拠点との連携を図りながら、多様な価値観に対応した、豊かな生活を創出する～

市民の生活が営まれる「生活圏」では、地域ごとの自立をめざし、行政サービスをはじめ、医療機関や衣・食・住などの機能を確保するとともに、「生活圏同士」で連携・補完しながら、それぞれの地域が持つ地域資源や特色を活かしたまちづくりを進めます。

市街地の無秩序な拡大を抑制し、「都市拠点」及び「地域拠点」の強化を図るとともに、市役所や警察署などの行政機能を集積した「行政拠点」、市民の安全・安心を確保するための「消防・防災拠点」、交流人口の増加

を図る「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」など、本市の特性を活かした拠点の充実を図ります。また、道路整備や公共交通をはじめとする多様な交通機能の充実を図るとともに、人・モノ・情報等の交流によるネットワークを形成し、「生活圏と拠点」「生活圏同士」「市外との広域連携」など、機能の補完を図ることで、多様な価値観に対応した、誰もが豊かな生活を送ることができる、質の高い「暮らし」を創出します。

3. 都市空間づくりの目標

（１）暮らしやすさを追求する

- 自然環境との調和、質の高い住環境、雇用の創出により暮らしやすいまちをめざします。
- 拠点の機能強化により利便性向上とにぎわい創出するとともに、「生活圏」の自主性、自立性を確保します。
- 交通機能の充実や人・モノ・情報等の交流などにより多様なネットワークを形成します。

（２）安全・安心に暮らせる生活環境を確保する

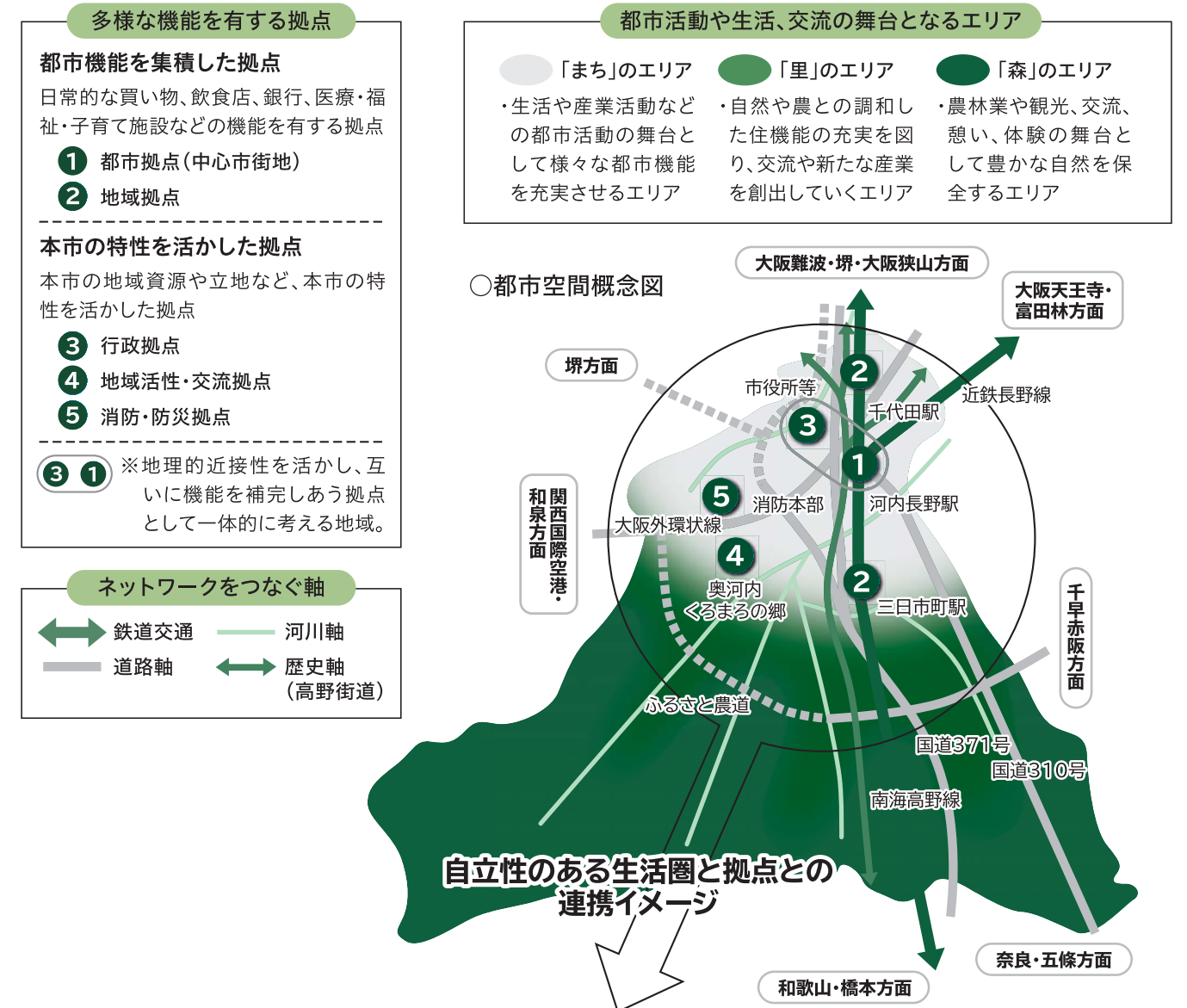
- 「消防・防災拠点」の充実や治山・治水、交通安全対策など、安全・安心を確保します。
- 公共建築物やインフラ施設の計画的な維持管理・更新、人口減少に対応した適正配置や機能確保を推進します。

（３）地域の活力を創出する

- 森林や中山間地域の農地を多面的に有効活用し、産業活性化や交流の創出につなげます。
- 「地域活性・交流拠点」において、農業振興を図るとともに多様な交流を創出します。
- 市街化区域では低・未利用地の有効活用、市街化調整区域では、森林や農空間の保全・活用を図りながら、地域活力の創出に資する可能性が高い地域では、自然環境との調和を図りながら有効な土地活用を推進します。

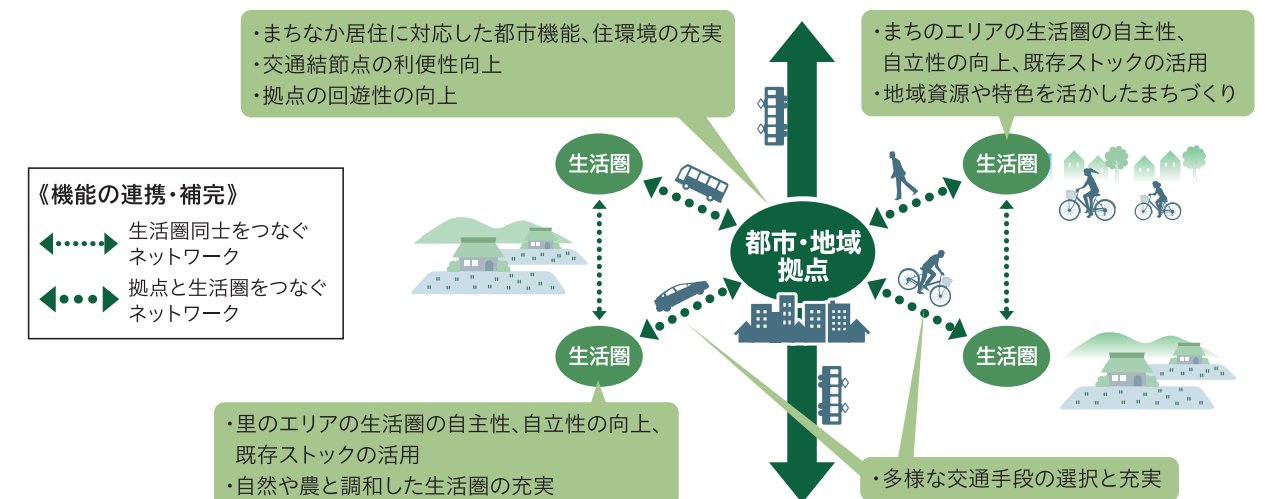


■都市空間概念図と本市の特性を活かした集約連携都市（コンパクトシティ）のイメージ



○本市の特性を活かした集約連携都市（コンパクトシティ）のイメージ

～「まち」「里」「森」の多様な地域における、生活圏づくり、拠点づくりとそれらをつなぐネットワークの形成による魅力のある「暮らし」の創出～



財政計画

財政計画に定める財政収支の見通しについては、歳入は定住人口の想定を考慮した上で一定の推計を行っていますが、歳出は社会経済動向や国・府の方針など、予測が困難な要因が大きいことから、収支の均衡という前提に立ち、歳入の範囲内で歳出予算を組むことを財政運営の基本とします。

今後、人口減少や高齢化により、市税の減少などの歳入の減少が予測される中で、社会保障関係経費の増加や、公共建築物やインフラ施設の維持管理・更新などの課題に対応するとともに、新たな課題への対応や本

市の発展に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、定住・転入の促進や産業振興等により市税の増加を図るなど、さらなる歳入の確保に努めるとともに、効果的・効率的な行政運営による歳出の抑制や、既存施策・事業の見直しを行い、施策の選択と集中を図りながら、今後必要となる施策や事業に組み替えていくことにより、本計画を着実に実行していくこととします。

計画の推進に向けて

進行管理の仕組み

1. PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、行政評価を活用したPDCAサイクルに基づく進行管理により、効果的・効率的な行政経営につなげます。また、計画の進行管理にあたっては、外部（市民や学識経験者など）の視点を積極的に取り入れた仕組みを構築し、透明性や客観性を高めることにより、計画の実効性を確保します。なお、基本計画については、評価に基づき5年を目途に見直しを行います。

2. 予算・財政計画との連動

施策や事業の優先度の決定、実施手法の検討などを行い、基本計画と財政収支計画との連動や実施計画と予算との連動を図りながら、戦略的に財源や資源の適正配分などの取り組みを推進します。

計画推進の体制

1. 協働・連携による計画推進の体制

市民・関係団体・事業者などの積極的な参加・参画を促進するとともに、行政との適切な役割分担を行いながら協働によるまちづくりを進め、より効果的な計画の推進を図ります。

2. 庁内における計画推進の体制

施策を担当する部署の責任の明確化を図るとともに、各部署間、職員間における情報共有、適切な連携による取り組みを推進します。また、より効果的・効率的に施策を推進していくため、定期的な行政組織のあり方の検証と必要に応じた組織の再編成を行います。

3. 広域行政への対応

市域を越えた市民の活動領域に対応するとともに、少子・高齢化の進行や厳しい財政状況等に対応し、市民サービスの維持・向上を図るため、観光、産業などの活性化をはじめ、交通、医療、福祉などの分野において、国や大阪府、近隣市町村などとの連携・協力により、広域的な施策展開を推進します。



前期基本計画（分野別計画）

1. まちづくりの方向

■ 基本目標1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

分野別政策1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

- ▶ 施策1 危機管理・防災対策の推進 ▶ 施策2 消防・救急・救助体制の強化
- ▶ 施策3 防犯対策の推進 ▶ 施策4 交通安全対策の推進 ▶ 施策5 消費生活の安定と向上

分野別政策2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

- ▶ 施策6 地域福祉の推進 ▶ 施策7 高齢者福祉の充実 ▶ 施策8 障がい者福祉の充実
- ▶ 施策9 社会保障制度の適正な運営

分野別政策3 誰もが元気で暮らせる健康づくり

- ▶ 施策10 健康づくりの推進と医療体制の充実

■ 基本目標2 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

分野別政策4 子どもが健やかに育つ環境の整備

- ▶ 施策11 児童福祉の推進 ▶ 施策12 子育て支援の充実

分野別政策5 ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進

- ▶ 施策13 学校教育の充実 ▶ 施策14 青少年の健全育成の推進

分野別政策6 生涯にわたる多様な学びの推進

- ▶ 施策15 生涯学習の推進 ▶ 施策16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興
- ▶ 施策17 生涯スポーツ活動の振興

分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

- ▶ 施策18 人権と平和の尊重 ▶ 施策19 男女共同参画の推進 ▶ 施策20 多文化共生と国際交流の推進

■ 基本目標3 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

分野別政策8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり

- ▶ 施策21 自然環境の保全・活用 ▶ 施策22 循環型社会の構築 ▶ 施策23 快適な生活環境の確保
- ▶ 施策24 魅力的な景観の形成

分野別政策9 地域経済活力や生活利便性を高める都市基盤づくりとマネジメント

- ▶ 施策25 市街地整備の推進 ▶ 施策26 住宅環境の充実 ▶ 施策27 公園・緑地の整備
- ▶ 施策28 道路基盤の整備 ▶ 施策29 公共交通の充実 ▶ 施策30 上下水道の整備

分野別政策10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興

- ▶ 施策31 商工業の振興 ▶ 施策32 農林業の振興 ▶ 施策33 観光の振興
- ▶ 施策34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

包括的政策 都市魅力の創造と効果的な発信

- ▶ 施策35 都市ブランドの構築と魅力発信

2. まちづくりを支える政策

基本政策1 協働によるまちづくり

- ▶ 施策36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

基本政策2 「選択と集中」による行政運営の推進

- ▶ 施策37 効果的・効率的な行政運営の推進

基本政策3 安定した財政基盤の確立

- ▶ 施策38 健全な財政運営の推進

1. まちづくりの方向

■ 基本目標 1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

誰もが住み良いまちづくりの基本は、市民生活の安全・安心が確保されることです。市民・関係団体・事業者・関係機関などとの連携による防災・防犯などの安全対策に取り組むとともに、市民主体の健康づくりや安心して医療が受けられる体制づくり、地域における支えあいなど、「安全・安心・支えあい」の実感できる暮らしやすいまちづくりをめざします。

分野別政策 1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進

- 防災意識の普及・啓発
- 防災組織の強化
- 災害応急対策の充実
- 土砂災害、河川災害対策の推進
- 危機管理対策の推進

施策 No. 2 消防・救急・救助体制の強化

- 消防体制の強化
- 消防施設・設備の適切な運用
- 火災予防対策の推進
- 救急・救助体制の推進

施策 No. 3 防犯対策の推進

- 防犯意識の普及・啓発
- 防犯環境の整備促進

施策 No. 4 交通安全対策の推進

- 交通安全意識の向上
- 交通安全環境の整備

施策 No. 5 消費生活の安定と向上

- 消費者意識の啓発及び知識の普及
- 消費生活相談の充実



分野別政策 2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

施策 No. 6 地域福祉の推進

- 地域福祉を推進する人材の育成
- 地域における支えあいの仕組みづくり
- 地域福祉活動団体等への支援と連携強化

施策 No. 7 高齢者福祉の充実

- 地域における包括的なケア体制の整備
- 介護予防と生活支援の充実
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

施策 No. 8 障がい者福祉の充実

- 障がい者への理解の促進
- 自立と社会参加の促進
- 地域での暮らしを支える地域生活支援拠点等にかかる基盤整備

施策 No. 9 社会保障制度の適正な運営

- 国民健康保険の健全な運営
- 後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営
- 国民年金制度の適正な運営
- 生活困窮者対策の推進

分野別政策 3 誰もが元気で暮らせる健康づくり

施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実

- 生涯にわたる健康生活を支援する体制づくり
- 生涯現役で生活できる地域社会づくり
- 安心できる医療体制の充実



■ 基本目標 2. 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

まちづくりを進める上で、地域における担い手確保のための人づくりが重要となっています。学校教育環境の充実を図るとともに、地域総ぐるみで子どもを育むことができる体制づくりや、いくつになっても学ぶことができる環境づくり、一人ひとりが尊重しあえる思いやりのある関係づくりを図るなど、「ふるさと河内長野」にふさわしい「育み・学び・思いやり」の質の高いまちづくりをめざします。

分野別政策 4 子どもが健やかに育つ環境の整備

施策 No.11 児童福祉の推進

- 子どもの権利擁護の推進
- 障がい児への支援の充実
- ひとり親家庭の自立生活への支援

施策 No.12 子育て支援の充実

- 子どもを産み育てやすい環境の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 多様な保育サービスの充実
- 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 仕事と子育ての両立に向けた支援



分野別政策 5 ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進

施策 No.13 学校教育の充実

- 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」の育成
- 「ふるさと河内長野」に誇りをもち、世界へも目を向ける人材の育成
- 幼児期から青少年期まで、継続的な教育の取り組みの推進
- 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現
- 安全・安心で、質の高い教育環境の維持・充実

施策 No.14 青少年の健全育成の推進

- 青少年の健全な成長を支援する体制づくり
- 子どもたちの放課後の育ちの保障



分野別政策 6 生涯にわたる多様な学びの推進

施策 No.15 生涯学習の推進

- 学習機会の提供及び学習活動支援の充実
- 社会教育の推進
- 家庭の教育力の向上
- 図書館の充実

施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興

- 歴史文化遺産の保存・活用
- 文化・芸術の振興

施策 No.17 生涯スポーツ活動の振興

- 生涯スポーツ活動の振興
- スポーツ施設の充実



分野別政策 7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

施策 No.18 人権と平和の尊重

- 人権意識の高揚のための啓発活動の推進
- 人権に関する相談などによる人権擁護の推進
- 平和意識の啓発

施策 No.19 男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会形成のための啓発
- 女性の社会参画の推進
- 女性の人権擁護の実施

施策 No.20 多文化共生と国際交流の推進

- 多文化共生の推進
- 国際交流の推進

■基本目標3. 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

豊かな自然環境は市民のかけがえのない財産であり、次世代に引き継ぐべきものであることから、地域活力の創造との調和を図りながら、暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。本市の恵まれた自然環境を守り、地域資源を活用しながら、循環型社会の構築をはじめ、都市基盤の整備による生活利便性の向上を図るとともに、まちのにぎわいづくりや、産業の振興、雇用の創出などを図ることにより、「潤い・快適・活力」のにぎわいのあるまちづくりをめざします。

分野別政策8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり

施策 No.21 自然環境の保全・活用

- 環境保全の啓発 ●環境保全活動の推進 ●生物多様性の保全

施策 No.22 循環型社会の構築

- ごみの適正処理と3Rの推進 ●地球温暖化対策の推進

施策 No.23 快適な生活環境の確保

- 公害防止対策等の推進 ●適切なし尿処理の推進 ●不法投棄の発生防止 ●斎場の適正な維持管理

施策 No.24 魅力的な景観の形成

- 自然景観の保全と活用 ●歴史的景観の保全と活用 ●都市景観の保全と活用 ●景観形成活動への支援



分野別政策9 地域経済活力や生活利便性を高める都市基盤づくりとマネジメント

施策 No.25 市街地整備の推進

- 集約連携都市づくりの推進 ●魅力ある中心市街地の整備 ●効果的な土地利用

施策 No.26 住宅環境の充実

- 住宅施策の充実 ●良質な市営住宅の供給 ●安全な住宅環境づくり

施策 No.27 公園・緑地の整備

- 公園機能の充実・活用 ●緑化活動の推進

施策 No.28 道路基盤の整備

- 道路網の整備 ●道路・橋梁の維持管理

施策 No.29 公共交通の充実

- 公共交通によるネットワーク化の推進 ●公共交通サービスの充実

施策 No.30 上下水道の整備

- 安全な水の供給 ●強靱な水道施設の構築 ●安定した下水道（汚水）の整備・管理 ●安定した下水道（雨水）の整備・管理 ●持続可能な上下水道事業の経営



分野別政策10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興

施策 No.31 商工業の振興

- 商工業事業者に対する支援 ●魅力ある商業活動の推進 ●事業者の参入・育成につながる仕組みづくり

施策 No.32 農林業の振興

- 地域経済を支える農林業の推進 ●農林業の経営基盤の整備 ●地元農林産品の生産体制と販路拡大 ●魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成



施策 No.33 観光の振興

- 地域資源の発掘と活用 ●観光振興のための仕組みづくり ●観光魅力の発信

施策 No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

- 就労環境の充実 ●労働環境の充実



包括的政策 都市魅力の創造と効果的な発信

施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信

- 市民との協働による都市ブランドの構築・推進 ●効果的な都市魅力の発信 ●移住者等の受け入れ体制の整備



2. まちづくりを支える政策

将来都市像の実現に向け、本市のめざすまちづくりを支えるため、市民・関係団体・事業者・行政などが、互いに連携・協力し、協働によるまちづくりを進めるとともに、限りある資源で最良の行政サービスを提供できる行財政運営をめざします。

- 基本政策 1 協働によるまちづくり
- 施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化
- 市政に関する情報の共有と市民参画の推進 ●市民公益活動への支援 ●協働の促進 ●コミュニティ活動の促進
- 基本政策 2 「選択と集中」による行政運営の推進
- 施策 No.37 効果的・効率的な行政運営の推進
- 効果的・効率的な行政運営の確立 ●市民に信頼される人材の育成 ●行政手続き及び行政事務の情報化の推進 ●広域連携の推進
- 基本政策 3 安定した財政基盤の確立
- 施策 No.38 健全な財政運営の推進
- 自立的な財政運営 ●安定した財政基盤の確保 ●公共施設等の適切な維持管理と有効活用



前期基本計画（地域別計画）

地域別計画は小学校区ごとの地域特性を活かし、地域の実態に合った地域づくりを進めるため、主にソフト面のまちづくりの方針を示すものであり、10年後のめざすべき地域の姿の実現に向け、市民が主体的に行う取り組みや地域と行政が協働して行う取り組みを示します。

小学校区	地域の将来像	地域づくりの目標
長野	交流と賑わいのあふれる 「河内長野の玄関口」 長野	1. 歴史資源や特産品等を活かしたまちづくり 2. 人が集う賑わいのあるまちづくり 3. みんなにやさしい安全・安心なまちづくり
小山田	みんなの夢と温かい心が育む いきいき暮らせる 潤いのまち 小山田	1. 人とのふれあいやつながりを大切にするやさしいまちづくり 2. 安全・安心なまちづくり 3. 健康で元気に暮らせるまちづくり 4. 小山田の魅力あふれるまちづくり
三日市	豊かな自然、歴史・文化が織りなす 賑わいと人情のあふれるまち 三日市	1. 地域資源を活かした賑わいとおもてなしのまちづくり 2. 子どもがいきいきと育つまちづくり 3. 人情あふれるふれあいのまちづくり
天見	豊かな自然を身近に体感！ 夢と活力を未来につなぐまち 天見	1. 豊かな自然など、地域の魅力を活かしたまちづくり 2. 若者に魅力的なまちづくり 3. 人や地域がたくましくなるまちづくり
川上	絆つながり 楽しさ広がる 居心地の良いまち 川上	1. 絆つながるまちづくり 2. 安全・安心で快適なまちづくり 3. 豊かな地域資源を活用したまちづくり
千代田	勇気と愛情を持って育み 助けあう 活力と暮らしやすさが共存するまち 千代田	1. 人とつながり、人を育つまちづくり 2. 安心・安全で快適、ルールを守るまちづくり 3. 子どもが思いやりを持ち、いきいきと育つまちづくり 4. 活力あふれるまちづくり
楠	一人ひとりがつながり 助けあう 永住したくなる 優しいまち 楠	1. 地域力を活かした支えあいのまちづくり 2. 若者から高齢者までがつながるまちづくり 3. いきづく文化を核としたまちづくり
天野	絆でつながり 活気と賑わいがあふれる 笑顔が巡る 輝きのまち 天野	1. 絆の強い、ふれあい豊かなまちづくり 2. 地域資源を活用した、賑わいのあるまちづくり 3. 豊かな食と農のいきづくまちづくり
高向	清流でつながり 花と文化が薫る 賑わいあふれる 活力のまち 高向	1. 恵まれた地域の魅力を活かしたまちづくり 2. 子どもから大人までつながる元気なまちづくり 3. 美しい環境を創り・守るまちづくり 4. 安全・安心なまちづくり
加賀田	美しい自然に抱かれた 笑顔つながる 安心とふれ愛のまち 加賀田	1. 人がつながるまちづくり 2. 自然を活かしたまちづくり 3. 子育てにやさしいまちづくり 4. 安心して暮らせるまちづくり
石仏	地域の情報を共有・魅力を発信！ みんながふれあう 洗練されたまち 石仏	1. 子どもに優しいまちづくり 2. 安全・安心で思いやりのあるまちづくり 3. 自然と歴史を活かした活力のあるまちづくり 4. 情報共有・発信の活発なまちづくり
南花台	みんなで考え みんなで創る 笑顔の花が咲き続けるまち 南花台	1. ふれあいと創造のまちづくり 2. 子育て・育ちのまちづくり 3. いきいきした活力のあるまちづくり 4. 安全・安心でぬくもりのあるまちづくり
美加の台	人と自然が育ち 世代を超えて支えあう みんなに優しいまち 美加の台	1. 助けあい・支えあいで安心の広がるまちづくり 2. 地域資源を活かしたまちづくり 3. 子どもを育みやすいまちづくり



河内長野市

Kawachinagano City



市の木

「くすのき」は楠木氏ゆかりの地にふさわしく、歴史ゆかしい常緑樹で、たくましく発展する河内長野を象徴するものとして、昭和44年11月3日に選定されました。



市の花

「きく」も楠木氏の旗印“菊水”に通じ、市民の清楚でゆかしい心を象徴する花として、昭和44年11月3日に選定されました。

河内長野市第5次総合計画【概要版】

平成28年（2016年）3月発行

河内長野市 総合政策部 政策企画課

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号（市役所3階）

電話：0721-53-1111 FAX：0721-55-1435

E-mail：kikaku@city.kawachinagano.lg.jp



この冊子は、森林認証のパルプを一部配合した紙を使用しています。